

## 生駒市条例第 27 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 23 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「令和元年度及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「23,400 円」を「18,720 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「23,400 円」を「18,720 円」に、「32,760 円」を「24,960 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「23,400 円」を「18,720 円」に、「45,240 円」を「43,680 円」に改める。

第 11 条第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、相当の理由があると認めるときは、別に定める期日までに当該申請書を市長に提出しなければならない。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条第 2 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定は、令和 2 年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。